

## 募 集

### 五霞町農業委員および農地利用最適化推進委員を募集

町と農業委員会では、現在の農業委員並びに農地利用最適化推進委員の任期満了により、候補者を募集します。

●受付期間 2/2(月)～2/27(金)

●申込 詳しくは、町公式ホームページまたは農業委員会事務局へお問い合わせください。

問産業課 農業委員会係

☎ (84) 2582(直通)



## 掲 示 板

### 自動車は県内のナンバーに

自動車税（種別割）は県の重要な財源となっています。

引っ越しなどで茨城県に転入された方は、住民登録とあわせて、所有される自動車について県内のナンバー

（水戸・土浦・つくば）に変更をお願いします。

問登録について

土浦自動車検査登録事務所

☎ 050(5540)2018

自動車税について

茨城県筑西県税事務所収税第一課

☎ 0296(24)9190

## 相 談

### Q&A 消費生活相談

町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。

五霞町の相談窓口

●日時 2/5(木) 9:00～16:30  
(12:00～13:00を除く)

●場所 役場2階 第1会議室

境町の相談窓口

●日時 毎週火・水  
9:00～16:30(12:00～13:00、祝日、年末年始を除く)

●場所 境町社会福祉協議会

問産業課 くらし環境係

☎ (84) 2582(直通)

### Q&A こども・おとな ふくし心配ごと相談

障がいやお子さんの発達に関することの他、生活や仕事等、専門の相談員へ気軽に話ができる場として開催しています。

●日時 2/12(木) 14:30～16:00

●場所 役場2階 第2会議室

問(平日)

健康福祉課 社会福祉係

☎ (84) 0006(直通)

(土曜日)

地域活動支援センター 煌

☎ 0297(30)3071

(日曜日・祝日)

青嵐荘つくし園相談支援事業所

☎ 0280(23)1161



### 「新成人の方へ」 覚えておきたい契約の知識

未成年の場合、法定代理人の同意なく結んだ契約は、原則取り消すことができますが、成人の場合は、原則として取り消すことができなくなります。

18歳を迎えた新成人のみなさんがトラブルに巻き込まれないように、契約に必要な知識を紹介します。

#### ●契約が成立するケース

契約は法的な責任が生じる約束事で、申込の意思表示とそれに対する承諾の意思表示が合致することで成立します。契約書がなくても、口約束で契約は成立し、契約書や印鑑、サインは証拠を残す為のものです。原則として、成立した契約はどちらか一方の都合で解約することはできません。

#### ●クーリングオフとは

契約の申込や契約の締結をした場合でも、一定期間内であれば、はがき等の書面で通知をすることで、無条件で契約の撤回や、解除ができます。なお、通信販売などクーリングオフが適用されない場合がありますので、ご注意ください。このような契約関係や消費関係のことでお困りごとがありましたら、消費者ホットライン188または、町で開催している消費生活相談をご利用ください。

問産業課 くらし環境係

☎ (84) 2582(直通)